恵庭市まちづくり 基本条例

【逐条解説】

<目次>

前文		1
第1章	総則 (第 1 条-第 4 条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	市民(第5条・第6条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3章	議会及び議員 (第7条・第8条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第4章	市長、執行機関及び職員(第9条-第11条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第5章	協働のまちづくり (第 12 条-第 16 条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第6章	情報の共有(第 17 条-第 20 条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第7章	行政運営(第 21 条-第 28 条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第8章	国、北海道及び他の市町村との連携(第29条) ・・・・・・・・・・	19
第9章	条例の見直し(第 30 条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
条例全式	∀	21

前文

私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園風景・豊かな食資源、そして交通の利便性、きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化・スポーツ活動など「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい」「誰もが健康で安心して暮らしたい」「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」と願っています。そのためには、市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、市民の手で花のまちを創ったように、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。

私たちは、恵庭市民憲章の精神のもと、「花・水・緑 人が支え合う 生活都市 えにわ」が 持続的に発展するよう、ここに恵庭市まちづくり基本条例を制定します。

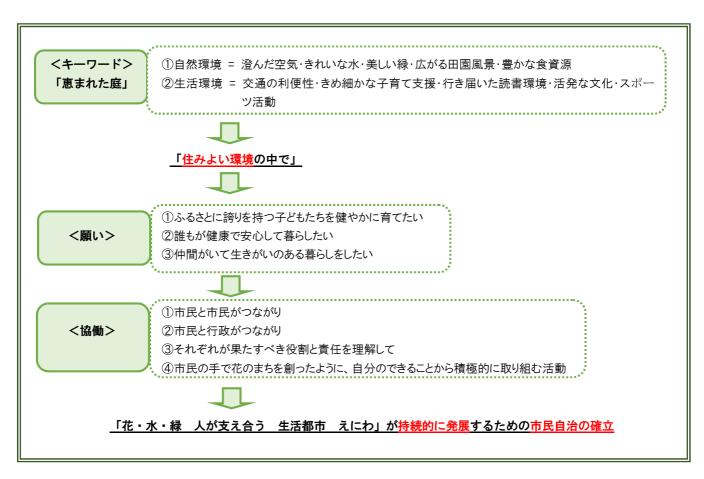
【趣旨】

前文は、法令の本則の前に置かれ、その法令制定の由来、趣旨、基本原理、制定者の決意などを述べるものとされています。本条例の前文では、条例の理解が深められるよう、条例の意義や目的を記すとともに、まちづくりを進める基本として、市民参加や協働の重要性を述べています。

【解釈】

まちづくり基本条例の前文は、恵庭の地名である「恵まれた庭」をキーワードに、私たち恵庭市民の願いを実現する手法として、市民の手によるまちづくりの先例である「花のまちづくり」を例に挙げ、協働によるまちづくりを進めることを明らかにしています。

その前文のコンセプトは次のとおりです。



第1章 総則

第1条(目的)

第1条 この条例は、恵庭市のまちづくりにおける市民、議会、市長をはじめとする執行機関とその職員の役割、権利及び責務を明らかにし、協働のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの実現を図ることを目的とします。

【趣旨及び解釈】

- 1 本条は、本条例の制定目的を規定しています。
- 2 本条例の制定目的を「市民自治によるまちづくりの実現」と規定し、そのために「市民、議会、市長その他の執行機関とその職員の役割と権利や責務」と、「協働のまちづくりに関する基本的事項」を定める条例であることを明らかにしています。

第2条(定義)

第2条 この条例で用いる用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する人、市内に通勤又は通学する人及び市内で活動する法人や団体 又は個人をいいます。
- (2) 市 市長及び執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。)をいいます。
- (3) まちづくり 施設整備ばかりでなく、愛情と温もりのある家庭、市民団体の自由活発な活動や町内会活動など地域における思いやりや支え合い、家庭や学校と地域が一体となった子育てなど、市民が快適で幸せに暮らすためのすべての活動をいいます。
- (4) 協働 市民、議会、市などのまちづくりに関わるすべての人が、それぞれ対等の立場で協力し、責任を担い、共に考え、行動することをいいます。
- (5) 参画 参加するだけでなく、方針の決定や企画に関わるなど、活動に主体的に加わることをいいます。
- (6) コミュニティ 町内会などの地域コミュニティをはじめとする生活の場である地域社会 を構成する人々の集まりや、共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりをいいます。

- 1 本条は、本条例で用いる用語の意味を定義しています。
- 2 「市民」は、本市に実際に居住する人だけをいうのではなく、他市町村の住民で恵庭市内に通勤又は通学 している人や、恵庭市内に所在する法人や市内で業務を行う法人などのほか、市内で活動するサークルなど の団体や個人など、恵庭市内で活動をするすべての人たちを「市民」と定義しています。
- 3 この条例では、市長を含む市の執行機関を「市」として表しています。
- 4 「まちづくり」は、道路、橋梁、公園、市街地整備など都市基盤を整備する意味も含みますが、本条例で

は、私たち市民が快適で幸せに暮らすための「暮らしづくり」全般を「まちづくり」であるとしています。

- 5 「協働」のまちづくりは、まちづくりに関わるすべての人が、「対等の立場で協力し、責任を担い、共に 考え、行動する」ことが必要です。
- 6 まちづくりに市民が参加することはとても重要ですが、参加のみならず、企画段階などから主体的に加わり、まちづくりの方針の決定に関わることが「参画」として定義しています。
- 7 コミュニティには、地域によって構成されるものと、サークルなど共通の目的や関心によって集まった ものとがあります。地域で構成されるコミュニティのうち、町内会や自治会のように、地縁によって結び ついた住民自治組織を「地域コミュニティ」としています。

第3条(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本であり、まちづくりの推進に当たっては、 この条例の趣旨を最大限尊重しなければなりません。

【趣旨及び解釈】

- 1 本条では、本条例の位置づけを、本市におけるまちづくりの「基本」であると定めています。
- 2 まちづくりを推進するときは、この条例の趣旨を最大限に尊重するよう求めています。

第4条(まちづくりの基本原則)

第4条 まちづくりは、市民、議会及び市が協働して行います。

- 2 市民がまちづくりに参画する機会は、平等に保障されます。
- 3 まちづくりに関する情報は、市民、議会及び市が共有します。

【趣旨及び解釈】

- 1 本条は、まちづくりの基本原則として大きく3項目を規定しています。
- 2 第1項は、まちづくりは、市民、議会、市が協働して行うことを基本にする、ということを規定しています。

- 3 第2項は、まちづくりに市民が参画する機会の保障を規定しています。
- 4 第3項は、協働の大前提となる「情報の共有」について規定しています。

第2章 市民

第5条(市民の権利)

第5条 市民は、それぞれの自由な意思により、まちづくりに参画する権利を有します。

2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有します。

【趣旨及び解釈】

- 1 市民は、まちづくりの企画段階から関わり、方針決定に加わる権利があることを第1項で規定しています。 なお、その参画は、それぞれの自由な意思に基づくもので、他から強制されるものではありません。
- 2 協働の大前提である情報の共有について、市民の知る権利として第 2 項に規定しています。なお、市民の 知る権利と市の情報提供については、恵庭市情報公開条例・恵庭市個人情報保護条例で運用されることとな ります。
- 3 まちづくりへの市民の関わりの形態として、本条例の素案を策定いただいた「恵庭まちづくり基本条例制 定市民委員会」では、まずはまちづくりへ関わること(「参加」すること)から始まり、その次のステップと して政策形成過程に関わること(「参画」すること)という段階がある、との議論から、本条例においては、「参加」と「参画」を明確化しています。市民と協働のまちづくりを進めるために、「参画」によるまちづく りを行うことを前文でも明らかにしていることから、本条においては、市民がまちづくりへの「参画の権利」を保有していることを明らかにするものです。

第6条(市民の役割)

第6条 市民は、互いに尊重し合い、協力してまちづくりに参加するよう努めるものとします。

- 1 本条では、市民の権利を「まちづくりへの参画」とする一方、役割については「まちづくりに参加するよう努めること」と規定しています。また、その場合には、互いに尊重し合い協力することと規定しています。
- 2 本条例は、市民と議会・市との協働のまちづくりを進めることを目的としていますが、まちづくりのプレイヤーの一つである「市民」同士における協力も必要であることから、その役割として定めています。

第3章 議会及び議員

第7条(議会の役割と責務)

- 第7条 議会は、市の重要事項の意思決定を行うとともに、市の事務の執行を監視し、けん制 する役割を担います。
- 2 議会は、まちづくりの課題について調査研究を進め、政策形成及び立案機能の充実強化に 努めなければなりません。
- 3 議会は、市民意見の把握と議会情報の提供による情報の共有を進め、市民の意思を反映するよう努めるものとします。

【趣旨及び解釈】

- 1 第1項は、議会の役割を規定しています。議会は、憲法上、地方公共団体の議事機関として位置づけられており、その権限については、市政における重要な意思決定や行政に対する監視機能などが地方自治法において具体的に定められています。
- 2 第2項は、議会の責務として、まちづくりの課題について調査研究を進めることにより、議事機関としての機能ばかりでなく、政策形成や政策立案といった機能の充実強化に努めるよう求めています。
- 3 第3項は、議会は市民と双方向で情報を共有し、市民の意思を反映した意思決定に努めるよう規定しています。
- 4 まちづくり基本条例などのいわゆる「自治基本条例」では、まちづくりのプレイヤーとして議会を含むもの・含まないものがありますが、本条例においては、まちづくりにおいて重要な役割を担うものとして、議会についても協働のまちづくりの一主体として規定しています。

第8条 (議員の責務)

- 第8条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 議員は、政策形成能力の研さんに努め、議会の意思決定に当たっては、議員としての倫理 観と使命感を持って総合的な視点に立って判断しなければなりません。

- 1 本条は、議会を構成する議員の責務について規定しています。
- 2 第1項は、議員が職務を遂行するときの心構えとして、市民からの信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するよう規定しています。
- 3 第2項は、議員に政策形成能力の自己研さんに努めるよう求めるとともに、議会の意思決定に当たっては、 議員としての倫理観と使命感をもって総合的な視点で判断することを求めています。
- 4 「総合的な視点」とは、現在の市民意見に沿った判断はもとより、将来のまちの姿や将来の市民に対する 責任なども考慮するなど、様々な要素を勘案するということを意味しています。

第4章 市長、執行機関及び職員

第9条(市長の責務)

- 第9条 市長は、本市の代表として、恵庭の魅力を発信し、市民の信託に応え、公正かつ誠実 に市政を執行しなければなりません。
- 2 市長は、市政に関する自らの考えを市民に示すとともに、市民の意向の把握や市民との合 意形成に努め、すべての市民のために市政を運営します。
- 3 市長は、政策の形成に当たっては、市民が意見を述べる場、市民が協議する場や提言を行う場などを設け、市民が参画できるよう努めなければなりません。
- 4 市長は、職員を指導監督し、行政課題に対処できる優れた人材の育成に努めるとともに、 相互に連携できる効率的で効果的な組織運営を行わなければなりません。

【趣旨及び解釈】

- 1 本条は、市長の責務について規定しています。
- 2 第1項は、恵庭市の代表としての市長に対し、多方面に恵庭の魅力を発信するよう求めています。また、 市政執行に当たっては、市民の信託に応えて公正かつ誠実に行うよう求めています。
- 3 第2項は、市政に対する考えや市民の意向を双方向で確認し合うことと、すべての市民のために市政運営 を行うことを規定しています。
- 4 第3項は、市政への市民参画にあたり、「市民が意見を述べる場」「市民が協議する場」「市民が提言を行う場」などを設けて、その実現を図るよう努力義務を課しています。
- 5 第4項は、市長の内部組織について、職員の育成と効率的で効果的な組織運営を行うよう規定しています。

第10条(執行機関の責務)

第10条 執行機関は、その職務権限に基づき、自らの責任において所管する事務を公正かつ 誠実に管理し、執行しなければなりません。

- 1 本条は、市長以外の執行機関の責務について規定しています。
- 2 執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)は、地方自治法上独立した職務権限を有するとされていることから、自らの責任において公正かつ誠実に事務を管理し、執行しなければならないということを確認的に規定しています。

第11条(職員の責務)

- 第11条 職員は、市民と共に考え、市民の気持ちに共感し、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な技術や能力が向上するよう自己研さんに努め、管理職員は、 その所属する職員を指導し、育成に努めなければなりません。
- 3 職員は、まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に発揮し、自らも市民として積極的にまちづくりに参加するものとします。

- 1 本条は、市職員の責務について規定しています。
- 2 第1項は、職員の職務遂行の姿勢について規定しています。職務を公正かつ誠実に遂行しなければならないことはもちろんのこと、その姿勢として「市民と共に考え、市民の気持ちに共感し、市民の視点に立つ」ことを求めています。
- 3 第2項は、職員の自己研さんと、管理職員による職員の指導育成に努めるよう求めています。
- 4 第3項は、自己研さんや職場研修などで身につけた知識や能力を十分に発揮して職務を遂行することと、 自らも市民として積極的にまちづくりに参加することを求めています。
- 5 本条は、まちづくりに対する職員の真摯な職務遂行を求めています。職員の職務は、すべての市民のために行うことや、市民と「協働して」行うことが大原則です。日常の職務遂行にあたっては、本条を常に念頭において行わなければなりません。また、受動的ではなく、自らも市民としてまちづくりに加わるといった能動的な姿勢も求められます。このことは、しいては市民の信頼につながり、より一層市民と協働のまちづくりを推進するための原動力となるものです。

第5章 協働のまちづくり

第12条(市民参加の推進)

第12条 市は、まちづくりへの市民参加を推進し、市民がまちづくりに参加できる機会の充実に努めなければなりません。

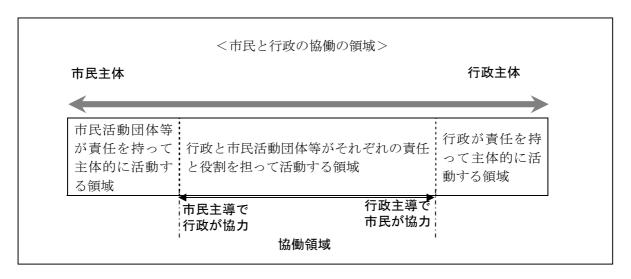
【趣旨及び解釈】

- 1 第5章は、協働のまちづくりについて規定しています。本条は本章の前提として、市民参加の推進を図る ことを市の責務とすることを明らかにしています。
- 2 第5条の「趣旨及び解釈」で記述しているとおり、市民との協働の手始めとして、まずは「参加」していただくことが必要です。本条は、「参加」していただくことの重要性について確認的に規定しています。

第13条(協働のまちづくり)

- 第13条 まちづくりは、市民、議会及び市がそれぞれの責任と主体性によって、対等の立場で相互に理解し、信頼関係のもと協働して行います。
- 2 市民、議会及び市は、市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性を活用し、まちづくりを進めます。
- 3 市民、議会及び市は、市民が自発的に市民活動に取り組むことができる環境づくりに努めます。

- 1 本条は、協働のまちづくりについて具体的に定めています。
- 2 第1項は、市民と議会・行政が協働してまちづくりを行うための前提となる事項を定めています。まちづくりには、法令に基づく事務など「行政が主体的に行う領域」と、自由な発想と活動による「市民が主体的に行う領域」があります。その固有の領域以外は、市民と市が「対等の立場」で「相互に理解」し、「信頼関係」のもと協働してまちづくりを行うことを定めています。
- 3 第2項は、まちづくりの主役である市民が保有する資産を活用してまちづくりを進めることを定めています。市民が持つ豊かな社会経験、知識や創造性を市民が相互に、または市民と議会・行政が一緒になって活用し、まちづくりを効果的に進めます。
- 4 第3項は、市民活動に自ら取り組む市民が増えるよう、その環境づくりに努めることを定めています。まちづくりには、市民が多様な形で参加できることが望まれます。市民活動は、行政が関わらないところで自由に行うもの、市民同士が協働して行うもの、市民と行政が協働して行うものなどがあります。また、市民活動への参加は、「自発的」でなければなりません。まちづくりを進めるためには、主役である市民の活動が活発であることがとても重要であり、そのための環境づくりを市民も議会も市も一緒になって行う必要があります。



5 市民と協働のまちづくりへの取り組みについては、平成16年5月に策定した「恵庭市市民参加推進基本方針」をきっかけとして、平成20年2月に「市民と行政の協働のまちづくり指針」が策定されました。このまちづくり指針においては、①相互理解と共通認識の原則 ②主体性と自主性の原則 ③評価と公表の原則といった協働のまちづくりの基本原則を明確化するとともに、基本原則を踏まえた市民と行政の役割を明らかにしています。また、指針を踏まえた「自治基本条例」の制定を目指すこととしており、その趣旨が本条例にも活かされています。

第14条(コミュニティ)

- 第14条 市民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。
- 2 市民、議会及び市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。
- 3 市は、コミュニティと協働でまちづくりを進めるため、コミュニティの形成及び活動を積 極的に支援するものとします。
- 4 市は、まちづくりにおいて、地域コミュニティの果たす役割が特に重要であることを認識 し、地域コミュニティとの協働を進めなければなりません。

- 1 コミュニティは、人々の集まりです。第1項では、市民が自由にコミュニティを作り、活動する権利について確認的に規定しています。
- 2 第2項では、コミュニティ活動の自由性や、市民も議会も市もその活動を妨げることなく、コミュニティの自主性や自立性を尊重するということを規定しています。
- 3 第3項では、コミュニティが協働のまちづくりの重要な担い手となることから、市にコミュニティの形成 や活動を支援するよう規定しています。
- 4 コミュニティのうち、地縁によって結びついた住民自治組織である町内会や自治会などの地域コミュニティは、まちづくりにおいて特に重要な存在です。第4項では、地域コミュニティとの協働を進めなければならないことを市の義務として規定しています。

第15条(市民意見の公募)

- 第15条 市は、市民生活に直接影響を与える重要な政策の決定に当たっては、公聴会、市民 説明会、パブリックコメントなど適切な意見公募の方法によって、事前に市民の意見を求め るものとします。
- 2 市は、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する考えを公表するものとします。

【趣旨及び解釈】

- 1 第1項は、協働を進めるための市民参加の方法のひとつとして、市民意見の公募について規定しています。 市民生活に直接影響を与える重要な政策を決定するときは、あらかじめ市民の意見を求めるよう定めていま す。
- 2 第2項では、市民から提出された意見については、市の意思決定の参考とするとともに、意見に対する市 の考えについて公表することを規定しています。

第16条(住民投票)

- 第16条 市長は、市政に関する重要な事項について住民の意思を直接確認するため、住民投票の実施に関する条例で定めるところにより、住民投票を行うことができます。
- 2 市長及び市議会議員の選挙権を有する市民は、法令の定めるところにより、住民投票を実施するための条例の制定を市長に請求することができます。
- 3 議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

- 1 住民投票は、議会制間接民主主義制度を補完するものとして、住民が直接意思を表明することができる重要な制度です。第1項では、住民投票を実施するときは、必ず住民投票の実施に関する条例を定めて行わなければならないことを規定しています。条例は、議会の議決を経なければ制定又は改廃ができません。条例を制定するための議案は、市長又は議員が提出することができます。また、地方自治法の定めるところにより、住民が直接請求をすることもできます。
- 2 地方自治法の規定により、市長及び市議会議員の選挙権を有する市民は、その総数の50分の1以上の者 の連署をもって、市長に対し条例の制定又は改廃を請求することができます。第2項では、住民投票の実施 を住民が発案したときは、住民投票の実施に関する条例の制定を請求する方法があることを確認的に規定し ています。
- 3 議会と市に対し、住民投票の結果を尊重しなければならないことを規定しています。
- 4 住民投票制度については、前述のとおり、間接民主制を補完するものとして、各自治体の重要案件について全国各地で実施されています。住民投票制度については、住民の意見・意向を直接反映することができるという反面、間接民主制の原則に反するとの批判もあります。したがって、その効果としては、首長の意思決定を必ずしも拘束するものでない、との制度設計がなされているところが大半となっています。また、本条例のようないわゆる「自治基本条例」において住民投票の実施を規定するところや、別条例をもって住民

投票を実施するなど、様々な形態があります。自治基本条例に規定する場合であっても、投票の対象となる 案件や投票実施の要件など、実施に係る事項を詳細に規定するものもあります。

市民委員会による素案策定にあたっては、これらの事柄について十分な審議がなされた結果、画一的な実施要件の設定は個別案件ごとに異なることから、実施については案件ごとに条例制定を行うことが妥当であること、条例制定は議会の議決を要することとなり、しいては間接民主制の意義には反しないこと、といった理由から、本条のとおり規定するよう提言がなされたところです。本条はその提言を踏まえ条文化したものとなっています。

第6章 情報の共有

第17条(情報の共有)

- 第17条 市民、議会及び市は、まちづくりに必要な情報を相互に共有します。
- 2 市は、まちづくりに関する情報を適正に管理し、積極的に提供します。

【趣旨及び解釈】

- 1 第1項は、まちづくりの担い手である市民、議会、市が、それぞれ保有する有益な情報を共有することを 規定しています。協働のまちづくりは、担い手がそれぞれ対等の立場で相互に理解し、信頼関係がなければ 進められません。そのため、それぞれが保有する情報を提供し合い、共有することが必要です。
- 2 第2項は、協働の大前提である情報の共有について、市の情報提供義務として規定しています。なお、市 民の知る権利と市の情報提供については、恵庭市情報公開条例・恵庭市個人情報保護条例で運用されること となります。
- 3 情報の共有は、本条例が目指す「協働のまちづくり」のためには必要不可欠であり、また大前提となります。前述のとおり、「お互いを知る」ためには、お互いが持つ情報を持ち寄り、共有することが必要です。市は、市政に関する膨大な情報を保有しており、まずはその積極的な提供が求められることから、そのことに十分留意する必要があります。

第18条(説明責任)

第18条 市は、まちづくりに関する情報を市民に分かりやすく説明しなければなりません。

- 1 市が行うまちづくりに関する情報には、専門性が高く分かりづらいものもあります。市がまちづくりに関する情報を提供するだけでなく、分かりやすく説明しなければならないことを義務付けています。なお、説明責任に関しては、恵庭市情報公開条例に規定されています。
- 2 本条が規定する「説明責任」は、いわゆる「アカウンタビリティ (accountability)」と呼称されるもので、 市民に対する行政活動について説明する責任がある、とするものです。説明責任は市政運営にとって重要な 要素となるものですが、本条例の「協働のまちづくり」のための情報共有・提供においても重要な事項であ ることから、本条において明らかにしているところです。

第19条(情報公開)

第19条 議会及び市は、市民の市政に対する知る権利を保障するため、公文書の公開その他 の情報公開を行います。

【趣旨及び解釈】

議会及び市に対して、公文書の公開をはじめとする情報公開を行うことを規定しています。情報公開は、「恵 庭市情報公開条例 (平成6年条例第18号)」に基づき行うこととしています。

<参考>恵庭市情報公開条例第1条

(目的)

第1条 この条例は、公文書が市民の共有の財産であり、この公開を求めるものの市政に対する知る権利を保障し、市政の諸活動について説明する責任を全うするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する理解と信頼を深め、市政参加の一層の推進を図り、もって地方自治の本旨に即した市民本位の開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

第20条(個人情報の保護)

第20条 議会及び市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱わなければなりません。

【趣旨及び解釈】

議会及び市に対して、個人情報の適正な取扱いをするよう義務付けしています。市民の権利利益を保護するため、「恵庭市個人情報保護条例(平成9年条例第1号)」が定められています。恵庭市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いを適切に行わなければなりません。

<参考>恵庭市個人情報保護条例第1条

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、市の機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

第7章 行政運営

第21条(総合計画)

- 第21条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」といいます。)を定めます。
- 2 市は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければなりません。
- 3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、関係する情報の提供 に努めるとともに、広く市民の参加を求めるものとします。
- 4 市は、総合計画で定めた目標の達成状況など進行状況を管理し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。
- 5 市は、財政計画など個別の計画を策定するときは、総合計画との整合性を確保するよう努めなければなりません。

- 1 本章は、協働のまちづくりを踏まえた市政運営の基本原則を明らかにしています。本章に規定している事項については、これまで取り組みが行われているものもありますが、まちづくりのための市がすべき施策として整理しているものです。
- 2 総合計画は、これまで「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための 基本構想を定め」なければならないという地方自治法の規定を直接の根拠として、市のすべての計画の基本 となる最上位計画として市が策定してきました。
 - 近年、地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図ることを目的に、国が地方公共団体に義務付けしている事項の見直しが行われ、平成23年8月1日施行された地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)によって、この基本構想の策定義務が廃止されました。
- 3 市は、法改正後の総合計画の取扱いについて慎重に検討を重ねた結果、長期展望をもつ計画的、効率的な 行政運営の指針として、これまでどおり基本構想をはじめとする総合計画を策定することとしました。第1 項は、この総合計画策定の根拠となる規定です。
- 4 第2項は、法改正によって基本構想が法定の議会の議決事件から除かれたため、地方自治法第96条第2項の規定による議決事件として、本条例で議決事件とすることを定めたものです。
- 5 第3項は、総合計画が市の最上位計画であることから、策定に当たっては、市民参加を進めることと、そのために関係する情報を提供するよう求めています。
- 6 第4項は、総合計画の進行管理とその公表を義務付けています。
- 7 第5項は、市が個別の計画を定めるときは、最上位計画である総合計画との整合性を図るよう求めています。

第22条(行政評価)

- 第22条 市は、効率的かつ効果的に事務を執行するため、行政評価を実施します。
- 2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営に反映させなければなりません。

【趣旨及び解釈】

- 1 行政評価は、これまで市が策定する行政改革推進計画などの計画に基づいて実施してきました。第1項に 行政評価の実施を規定することによって、これからは、この条例が直接の根拠になって市が行政評価を実施 することになります。
- 2 第2項では、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表することと、改善が必要なものについては改善するなど、行政運営に反映させなければならないことを規定しています。

第23条(財政運営)

- 第23条 市は、財政の状況を的確に把握し、中長期的な見通しに立った健全な財政運営に努めなければなりません。
- 2 市長は、予算編成に当たっては、総合計画との整合性を確保し、行政評価の結果を踏まえ、 財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければなりません。
- 3 市長は、予算及び決算並びに財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければ なりません。

- 1 この条では、行政運営のうち財政運営について規定しています。
- 2 第1項は、市の財政運営の方針として、財政状況の把握と中長期的な見通しに立った健全な財政運営に努めるよう規定しています。
- 3 第2項は、予算編成において、具体的に総合計画との整合性の確保、行政評価の結果の反映を求め、財源の効率的・効果的な活用に努めることを、予算編成権を持つ市長に求めています。
- 4 第3項は、予算、決算、財政状況について、市民に分かりやすく公表することについて規定しています。

第24条(組織運営)

- 第24条 市は、社会環境の変化や市民ニーズに的確に対応し、市民が利用しやすく機能的な 組織の編成に努めなければなりません。
- 2 市の組織は、相互に連携を緊密にし、迅速かつ柔軟に業務を遂行しなければなりません。

【趣旨及び解釈】

- 1 この条は、行政運営のうち市の組織運営について規定しています。独任制の市長は、その事務を執行する ために内部組織を設け、補助機関である職員に業務を行わせます。また、教育委員会などの執行機関も内部 組織を設けて補助機関である職員に業務を行わせます。こうした執行機関の事務を行う組織又はその事務所 が市役所です。
- 2 第1項は、市役所の組織は、市民が利用しやすく機能的に編成しなければならないことを規定しています。
- 3 第2項は、市役所の各部署が縦割りで硬直した仕事をしないように、相互に緊密に連携して迅速かつ柔軟に業務を行うよう規定しています。

第25条(行政手続)

第25条 市は、行政処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正を確保し、市民の権利利益の保護に努めなければなりません。

【趣旨及び解釈】

本条は、市民の権利利益を保護するため、行政処分、行政指導、届出に関する手続について、市に共通する 事項を定めるよう規定しています。これらの手続は、「恵庭市行政手続条例(平成 10 年条例第 6 号)」でその 取扱いが定められています。恣意的な行政処分等を排除し、公正な行政処分等を行うことによって、市民の権 利利益を保護するよう求めています。

<参考>恵庭市行政手続条例第1条

(目的)

- 第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。
- 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例の特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第26条(出資団体等)

- 第26条 市は、市が出資し、若しくは運営のための補助金を支出し、又は職員を派遣している法人その他の団体(以下「出資団体等」といいます。)に関する出資、補助及び職員派遣の 状況を公表しなければなりません。
- 2 市は、出資団体等及び指定管理者が行う市に関連する業務について、業務の目的が達成されているか検証するとともに、必要な指導及び助言を行います。

【趣旨及び解釈】

- 1 本条は、市が「出資している団体」「運営費の補助をしている団体」「職員を派遣している団体」を「出資 団体等」とし、出資団体等について規定しています。
- 2 第1項は、出資団体等に関する出資、補助や、職員派遣の状況について公表するよう求めています。
- 3 第2項は、出資団体等のほか、指定管理者についてもそれぞれ市に関連する業務について、検証と必要な 指導助言を行うよう求めています。
- 4 市が出資し、又は補助を行っている法人等については、恵庭市情報公開条例により、その保有する文書の公開を求めることとしています。

<参考>恵庭市情報公開条例第 18 条

(出資法人等の情報の公開)

- 第18条 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であって、実施機関が別に定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、経営状況を説明する文書等その保有する文書(次条第1項に規定する文書を除く。)の公開に努めるものとする。
- 2 実施機関は、出資法人等が保有する文書であって、実施機関が管理しないものについて、その閲覧若しくは視聴又はその写しの交付の申出があったときは、当該出資法人等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。
- 3 前項の規定により実施機関が出資法人等に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧若しくは視聴又はその 写しの交付の手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が別に定める。

第27条(審議会等)

- 第27条 市は、まちづくりへの市民参加を進めるため、審議会などの附属機関及びこれに類する協議会等の組織(以下「審議会等」といいます。)に公募の委員を加えるよう努めるとともに、男女の比率、他の審議会等との重複などを考慮し、幅広く市民が参画できるよう配慮しなければなりません。
- 2 市は、審議会等が有効に機能するよう効率的で効果的な運営に努めるとともに、必要に応じて設置目的や役割などあり方の検討を行わなければなりません。

【趣旨及び解釈】

1 本条は、市の附属機関とこれに類する協議会等の組織を「審議会等」と総称し、審議会等の組織や運営に

ついて規定をしています。

- 2 第1項は、市民参加が進むよう審議会等に公募の委員を加えるよう求めるとともに、幅広く市民が参加できるよう男女の比率や委員の重複就任などを考慮するよう規定しています。
- 3 第2項は、審議会等の運営について効率的で効果的であるよう求めるとともに、その設置目的、役割など 審議会等のあり方について検討を行い、審議会等が有効に機能するような検討を行うよう求めています。

第28条(安全で安心なまちづくり)

- 第28条 市は、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、防災や 防犯、交通安全を推進し、地域における安全意識を高め、自主的な活動の促進及び生活環境 の整備を図ります。
- 2 市は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害などに備えて危機管理体制を整備するとともに、災害に強いまちづくりを推進します。

- 1 本条は、防災、防犯や交通安全といった市民が安全で安心して暮らせるまちづくりについて規定しています。
- 2 第1項は、市に防災、防犯、交通安全の推進を求め、安全意識の高揚と自主的な活動の促進、生活環境の整備を図ることを規定しています。防災については、災害対策基本法第42条の規定に基づき、恵庭市の地域に係る防災に関し、防災関係機関が災害の予防、応急及び復旧等の対策を行うための計画として「恵庭市地域防災計画」が定められています。また、「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例(平成21年条例第27号)」で、安全で安心なまちづくりの基本理念が定められています。
- 3 第2項は、災害などに備えた危機管理体制の整備と、災害に強いまちづくりを推進するよう求めています。
- <参考>恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例第1条 (目的)
- 第1条 この条例は、防犯及び交通安全の推進による安全で安心なまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)に関し基本理念を定め、市民、地域活動団体、事業者等及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、もって市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現することを目的とする。

第8章 国、北海道及び他の市町村との連携

第29条(国、北海道及び他の市町村との連携)

第29条 市は、国及び北海道と相互に協力し、連携してまちづくりを進めます。

2 市は、他の市町村と連携及び協力の関係を作り、共通する課題の解決を図ります。

- 1 地方自治は、その地域社会の住民の意思によって、国(中央政府)から独立した地域社会として自らの団体が行うべき(住民自治と団体自治)と考えられています。恵庭市は、国や北海道の中に存在し、市内には国や北海道が管理する道路(国道や道道)や河川(一級河川や二級河川)があり、国や北海道も市内で行政を執行しています。
- 2 第1項は、恵庭市のまちづくりを、市だけでなく国や北海道と連携して進めることを規定しています。
- 3 第2項は、近隣の市町村を中心に同じ地方自治体として、共通する課題解決のため、連携と協力の関係を 作ることを規定しています。

第9章 条例の見直し

第30条(条例の見直し)

- 第30条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢に適合しているものである か検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします。
- 2 市は、前項の検討及び見直しを行うに当たっては、市民が参画する委員会を設置し、市民 の意見を聴かなければなりません。
- 3 市は、第1項の検討及び見直しの結果を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

【趣旨及び解釈】

- 1 本条は、本条例の見直しについて規定しています。
- 2 第1項は、見直しの期間について、「5年を超えない期間ごとに」と定め、最低でも5年ごとには見直しを するよう規定しています。
- 3 第2項は、見直しに当たっては、「市民が参画する委員会」を設置することを定め、市民が参画した中で行うよう規定しています。
- 4 第3項は、見直しの結果について、市民に分かりやすく公表することを規定しています。
- 5 条例の見直しは、まちづくりの検証を基に行うため、まちづくりを見直すことと同じであると考えられます。まちづくり基本条例に基づくまちづくり、即ち、市民と行政の協働のまちづくりが進んでいるかについては、常に検証していかなければなりません。
- 6 本条例は、学識経験者や公募の一般市民や職員で組織した「恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会」に 素案を策定いただき、提言をいただいた内容をベースに条例化したものです。市民委員会は、平成23年9 月から平成25年3月までの1年7ヶ月にわたり、計27回の委員会を開催し、各条項について熱心にご議 論いただきました。

前述のとおり、本条例は定期的に見直しを行うこととなっています。社会情勢を踏まえた条例の検証や改 正の検討が有効に行われるよう、市民委員会を通じた真摯な対応が必要となります。

〇恵庭市まちづくり基本条例 全文

恵庭市まちづくり基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 市民(第5条・第6条)
- 第3章 議会及び議員(第7条・第8条)
- 第4章 市長、執行機関及び職員(第9条-第11条)
- 第5章 協働のまちづくり (第12条-第16条)
- 第6章 情報の共有(第17条-第20条)
- 第7章 行政運営(第21条-第28条)
- 第8章 国、北海道及び他の市町村との連携(第29条)
- 第9章 条例の見直し(第30条)

附則

私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園風景・豊かな食資源、そして 交通の利便性、きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化やスポーツ活動な ど「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育て たい」「誰もが健康で安心して暮らしたい」「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」と 願っています。

そのためには、市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、市民の手で花のまちを創ったように、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。

私たちは、恵庭市民憲章の精神のもと、「花・水・緑 人が支え合う 生活都市 えにわ」 が持続的に発展するよう、ここに恵庭市まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、恵庭市のまちづくりにおける市民、議会、市長をはじめとする執行機 関とその職員の役割、権利及び責務を明らかにし、協働のまちづくりに関する基本的事項 を定めることにより、市民自治によるまちづくりの実現を図ることを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例で用いる用語の意味は、次のとおりとします。
 - (1) 市民 市内に住所を有する人、市内に通勤又は通学する人及び市内で活動する法人や 団体又は個人をいいます。
 - (2) 市 市長及び執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。)をいいます。
 - (3) まちづくり 施設整備ばかりでなく、愛情と温もりのある家庭、市民団体の自由活発 な活動や町内会活動など地域における思いやりや支え合い、家庭や学校と地域が一体と なった子育てなど、市民が快適で幸せに暮らすためのすべての活動をいいます。
 - (4) 協働 市民、議会、市などのまちづくりに関わるすべての人が、それぞれ対等の立場で協力し、責任を担い、共に考え、行動することをいいます。
 - (5) 参画 参加するだけでなく、方針の決定や企画に関わるなど、活動に主体的に加わることをいいます。
 - (6) コミュニティ 町内会などの地域コミュニティをはじめとする生活の場である地域 社会を構成する人々の集まりや、共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりを

いいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本であり、まちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければなりません。

(まちづくりの基本原則)

- 第4条 まちづくりは、市民、議会及び市が協働して行います。
- 2 市民がまちづくりに参画する機会は、平等に保障されます。
- 3 まちづくりに関する情報は、市民、議会及び市が共有します。 第2章 市民

(市民の権利)

- 第5条 市民は、それぞれの自由な意思により、まちづくりに参画する権利を有します。
- 2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有します。

(市民の役割)

第6条 市民は、互いに尊重し合い、協力してまちづくりに参加するよう努めるものとします。

第3章 議会及び議員

(議会の役割と責務)

- 第7条 議会は、市の重要事項の意思決定を行うとともに、市の事務の執行を監視し、けん制する役割を担います。
- 2 議会は、まちづくりの課題について調査研究を進め、政策形成及び立案機能の充実強化 に努めなければなりません。
- 3 議会は、市民意見の把握と議会情報の提供による情報の共有を進め、市民の意思を反映 するよう努めるものとします。

(議員の責務)

- 第8条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 議員は、政策形成能力の研さんに努め、議会の意思決定に当たっては、議員としての倫理観と使命感を持って総合的な視点に立って判断しなければなりません。

第4章 市長、執行機関及び職員

(市長の責務)

- 第9条 市長は、本市の代表として、恵庭の魅力を発信し、市民の信託に応え、公正かつ誠 実に市政を執行しなければなりません。
- 2 市長は、市政に関する自らの考えを市民に示すとともに、市民の意向の把握や市民との合意形成に努め、すべての市民のために市政を運営します。
- 3 市長は、政策の形成に当たっては、市民が意見を述べる場、市民が協議する場や提言を 行う場などを設け、市民が参画できるよう努めなければなりません。
- 4 市長は、職員を指導監督し、行政課題に対処できる優れた人材の育成に努めるとともに、 相互に連携できる効率的で効果的な組織運営を行わなければなりません。

(執行機関の責務)

第10条 執行機関は、その職務権限に基づき、自らの責任において所管する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければなりません。

(職員の責務)

- 第11条 職員は、市民と共に考え、市民の気持ちに共感し、市民の視点に立って公正かつ 誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な技術や能力が向上するよう自己研さんに努め、管理職員は、

その所属する職員を指導し、育成に努めなければなりません。

3 職員は、まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に発揮し、自らも市民として 積極的にまちづくりに参加するものとします。

第5章 協働のまちづくり

(市民参加の推進)

第12条 市は、まちづくりへの市民参加を推進し、市民がまちづくりに参加できる機会の 充実に努めなければなりません。

(協働のまちづくり)

- 第13条 まちづくりは、市民、議会及び市がそれぞれの責任と主体性によって、対等の立場で相互に理解し、信頼関係のもと協働して行います。
- 2 市民、議会及び市は、市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性を活用し、まちづく りを進めます。
- 3 市民、議会及び市は、市民が自発的に市民活動に取り組むことができる環境づくりに努めます。

(コミュニティ)

- 第14条 市民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。
- 2 市民、議会及び市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。
- 3 市は、コミュニティと協働でまちづくりを進めるため、コミュニティの形成及び活動を 積極的に支援するものとします。
- 4 市は、まちづくりにおいて、地域コミュニティの果たす役割が特に重要であることを認識し、地域コミュニティとの協働を進めなければなりません。

(市民意見の公募)

- 第15条 市は、市民生活に直接影響を与える重要な政策の決定に当たっては、公聴会、市 民説明会、パブリックコメントなど適切な意見公募の方法によって、事前に市民の意見を 求めるものとします。
- 2 市は、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に 対する考えを公表するものとします。

(住民投票)

- 第16条 市長は、市政に関する重要な事項について住民の意思を直接確認するため、住民 投票の実施に関する条例で定めるところにより、住民投票を行うことができます。
- 2 市長及び市議会議員の選挙権を有する市民は、法令の定めるところにより、住民投票を 実施するための条例の制定を市長に請求することができます。
- 3 議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

第6章 情報の共有

(情報の共有)

- 第17条 市民、議会及び市は、まちづくりに必要な情報を相互に共有します。
- 2 市は、まちづくりに関する情報を適正に管理し、積極的に提供します。 (説明責任)
- 第18条 市は、まちづくりに関する情報を市民に分かりやすく説明しなければなりません。 (情報公開)
- 第19条 議会及び市は、市民の市政に対する知る権利を保障するため、公文書の公開その 他の情報公開を行います。

(個人情報の保護)

第20条 議会及び市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱わなければなりません。

第7章 行政運営

(総合計画)

- 第21条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想及びこれを具体化する ための計画(以下「総合計画」といいます。)を定めます。
- 2 市は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければなりません。
- 3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、関係する情報の提供に努めるとともに、広く市民の参加を求めるものとします。
- 4 市は、総合計画で定めた目標の達成状況など進行状況を管理し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。
- 5 市は、財政計画など個別の計画を策定するときは、総合計画との整合性を確保するよう 努めなければなりません。

(行政評価)

- 第22条 市は、効率的かつ効果的に事務を執行するため、行政評価を実施します。
- 2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営に反映させなければなりません。

(財政運営)

- 第23条 市は、財政の状況を的確に把握し、中長期的な見通しに立った健全な財政運営に 努めなければなりません。
- 2 市長は、予算編成に当たっては、総合計画との整合性を確保し、行政評価の結果を踏ま え、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければなりません。
- 3 市長は、予算及び決算並びに財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

(組織運営)

- 第24条 市は、社会環境の変化や市民ニーズに的確に対応し、市民が利用しやすく機能的 な組織の編成に努めなければなりません。
- 2 市の組織は、相互に連携を緊密にし、迅速かつ柔軟に業務を遂行しなければなりません。 (行政手続)
- 第25条 市は、行政処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定める ことによって、行政運営における公正を確保し、市民の権利利益の保護に努めなければな りません。

(出資団体等)

- 第26条 市は、市が出資し、若しくは運営のための補助金を支出し、又は職員を派遣している法人その他の団体(以下「出資団体等」といいます。)に関する出資、補助及び職員派遣の状況を公表しなければなりません。
- 2 市は、出資団体等及び指定管理者が行う市に関連する業務について、業務の目的が達成 されているか検証するとともに、必要な指導及び助言を行います。

(審議会等)

- 第27条 市は、まちづくりへの市民参加を進めるため、審議会などの附属機関及びこれに 類する協議会等の組織(以下「審議会等」といいます。)に公募の委員を加えるよう努める とともに、男女の比率、他の審議会等との重複などを考慮し、幅広く市民が参画できるよ う配慮しなければなりません。
- 2 市は、審議会等が有効に機能するよう効率的で効果的な運営に努めるとともに、必要に 応じて設置目的や役割などあり方の検討を行わなければなりません。

(安全で安心なまちづくり)

第28条 市は、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、防災

や防犯、交通安全を推進し、地域における安全意識を高め、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図ります。

2 市は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害などに備えて危機管理体制を整備するとともに、災害に強いまちづくりを推進します。

第8章 国、北海道及び他の市町村との連携

(国、北海道及び他の市町村との連携)

- 第29条 市は、国及び北海道と相互に協力し、連携してまちづくりを進めます。
- 2 市は、他の市町村と連携及び協力の関係を作り、共通する課題の解決を図ります。 第9章 条例の見直し

(条例の見直し)

- 第30条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢に適合しているものであるか検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします。
- 2 市は、前項の検討及び見直しを行うに当たっては、市民が参画する委員会を設置し、市民の意見を聴かなければなりません。
- 3 市は、第1項の検討及び見直しの結果を市民に分かりやすく公表しなければなりません。 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成25年規則第32号で平成26年1月1日から施行)

恵庭市民憲章

わたくしたちは、恵庭岳のそびえる、恵庭の市民です。

わたくしたちは、漁と島松の川に広がるこの地に父祖の労苦をしのび、 かおりたかい鈴らんにたがいの幸せをねがい、みんなの力でこのまちを 発展させるため、ここに市民憲章をさだめます。

- 自分の仕事を愛し、じょうぶなからだで働きましょう
- たがいに尊重しあい、なごやかな家庭をつくりましょう
- 自然を愛し、緑の美しいまちをつくりましょう
- きまりをまもり、住みよいまちをつくりましょう
- 知性をたかめ、かおりゆたかな文化のまちをつくりましょう